

雲南市告示第461号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の告示  
次のとおり技術提案書の提出を公募します。

令和5年8月7日

雲南市長 石 飛 厚 志

雲南市デジタル航空写真撮影・森林航空レーザ計測等人材育成業務  
プロポーザル実施要領  
(技術提案書提出説明書)

1 業務概要（提案協議に付する事項）

(1) 委託業務名

雲南市デジタル航空写真撮影・森林航空レーザ計測等人材育成業務

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年1月31日まで

(3) 業務仕様

本業務の実施については雲南市デジタル航空写真撮影・森林航空レーザ計測  
等人材育成業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりとす。

(4) 提案価格の上限額

本業務に関して1,650,000円（消費税及び地方消費税含む）以内  
で提案すること。

(5) 選定方法

受注候補者の選定は、雲南市プロポーザル方式による建設コンサルタント等  
の特定手続きに関する実施要領に準じて、雲南市職員及び識見を有する者等で  
構成する選定委員会において、技術提案書に基づくプレゼンテーション等によ  
る技術提案評価、参考見積書の価格評価を実施する。

(6) 技術提案審査委員会の構成予定

①委員会

市職員8名（税務課1名、防災安全課1名、建設総務課1名、都市計画課

1名、災害復興調整室1名、農業委員会1名、管財課1名、林業振興課1名)

②事務局

雲南市農林振興部林業振興課

住所 〒699-1392 島根県雲南市木次町里方521番地1

TEL (0854) 40-1056 FAX (0854) 40-1059

#### (7) スケジュール

内 容	日 程
公募の開始の公表	令和5年8月7日(月)
参加表明書に係る質疑の受付締切	令和5年8月14日(月)17時まで
参加表明書に係る質疑への回答予定	令和5年8月16日(水)
参加表明書提出期限	令和5年8月18日(金)
参加資格の審査	令和5年8月21日(月)
技術提案書の作成依頼	令和5年8月22日(火)
技術提案書に係る質疑の受付締切	令和5年8月25日(金)17時まで
技術提案書に係る質疑への回答予定	令和5年8月28日(月)
技術提案書提出期限	令和5年8月31日(木)
技術提案書審査会(書類選考等)予定	令和5年9月6日(水)
受注候補者及び次点受注候補者の決定予定	令和5年9月7日(木)
契約締結	令和5年9月中旬

#### (8) 特記事項

1 事業者1提案とし、1事業者から複数の提案は認めない。

#### 2 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者であること。

(1) 島根県内に本社または入札・契約に関する権限を委任された営業所を有すること

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しな

い者であること

- (3) 無人航空機操縦者技能証明の取得が可能な講習機関であり、国土交通省の登録講習機関に登録されていること。
- (4) 担当技術者として国家ライセンス登録講習機関講師及び国家ライセンス実施修了審査員の資格を有する者を配置できること。
- (5) 本市が実施する入札について、指名停止の措置を受け、公告日においてその措置の期間が満了していない者でないこと
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと
- (7) 次の各号のいずれにも該当しない者であること
  - ア 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産の申立てがなされている者
  - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされている者
  - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続きの申立てがなされている者
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
  - オ 役員等が暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

### 3 参加表明書の提出

本業務に関して参加意思がある場合は、次により参加表明書を提出するものとする。

- (1) 提出書類
  - 参加表明書（様式第 1 号）
- (2) 提出期限
  - 令和 5 年 8 月 18 日（金）17 時まで（必着）
- (3) 提出先
  - 事務局 雲南市 農林振興部 林業振興課
  - 担 当 主幹技師 山本章平

〒699-1392 島根県雲南市木次町里方521番地1

電話番号：(0854)40-1056

ファックス：(0854)40-1059

※開庁時間は土日祝日を除く8時30分から17時15分まで

#### (4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便（宅配便可）によること。

※必要事項を記入し、代表者印を押印の上、提出すること。

※参加表明書を郵送提出した事業者は、提出期限までに、事務局に電話で到着を確認すること。

### 4 質問書の提出

本案件に対する質問は、質問の趣旨及び内容記載の上、電子メールで送信すること。質問内容及び回答については電子メールにより通知する。

(1) 提出様式 質問書（様式第2号）

(2) 提出期限

①参加表明に係る事項 令和5年8月14日（月）17時まで（必着）

②技術提案に係る事項 令和5年8月25日（金）17時まで（必着）

(3) 提出先 上記3 (3)に同じ

(4) 提出方法 電子メール：yamamoto-shohei@city.unnan.shimane.jp

※提出期限までに、事務局に電話で到着を確認すること。

(5) 予定回答日

①参加表明に係る事項 令和5年8月16日（水）17時までに一括回答予定

②技術提案に係る事項 令和5年8月28日（月）17時までに一括回答予定

### 5 技術提案書等の提出

提出期限までに技術提案書等が提出されなかった場合、本案件の参加は認められない。

また、企画提案の参加を辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を事前に提出すること。

※技術提案書等を郵送で提出した事業者は、提出期限までに、事務局に電話で到着を確認すること。

(1) 技術提案書の内容

別添業務仕様書に基づき、次に掲げる事項に対して技術提案書を作成すること。

①表紙（様式第3号）

提出者及び連絡担当者を記載し、代表者部分に押印のうえ、技術提案書表紙とすること。

②会社概要（様式第4号）

名称、代表者の氏名、所在地、経営状況、業務登録状況などを記載すること。

③同種業務の実績（様式第5号）

公示日の年度より過去10ヵ年度において、別添の業務仕様書と同種の実施業務の実績を記載し、業務実施を証する書面の写し等を添付すること。なお、同種業務とは、ドローン等の操作技術講習や免許取得のために必要な講座等、航空写真やレーザ計測等により取得したデータの活用に関する講座等に係る業務とする。

④業務の実施体制（様式第6号）

本業務に配置する担当技術者を指定して、それらの者が保有する技術者資格や業務実績などの経歴について詳細に記載するものとする。なお、業務実績は公示日の年度より過去3ヵ年度のものとする。

⑥特定テーマ（様式第7号の1から5）

仕様書第19条に記載する業務を実施するための方法などに関して、以下の5つの特定テーマについて、1テーマにつきA4サイズ2枚程度、フォントサイズは11以上で分かりやすく明瞭に記載すること。また、図及び画像等の添付も可能とする。

- 1 実施方針、実施フロー及び工程表（様式第7号の1）<sup>※1</sup>
- 2 無人航空機操縦技能やレーザ計測等に係る技術講習の実施方法又は装備等について（様式第7号の2）
- 3 デジタルデータの活用等に関する講習の実施方法について（様式第7

号の3)

4 本業務成果の林業及び行政事務等への活用方法と技術提案について  
(様式第7号の4) ※<sup>2</sup>

5 その他提案について(様式第7号の5) ※<sup>3</sup>

※1 仕様書に定める事業内容について、実施方法の詳細(場所、講習会  
内容、使用機材、指導内容、カリキュラム等)について記載すること。

ただし、⑦で提出する提案価格の範囲内で実施可能な内容とすること。

※2 仕様書に定める目的に関する内容にあわせ、林業に関してのみでな  
く災害対策や測量業務など、仕様書に定める林業に関する事項以外の  
行政事務等への活用に関しても記載すること。

※3 提出は任意とする。

⑦提案価格書の提出(様式第8号の1、2)

本業務に係る見積書を作成すること。また、見積の内訳書も同時に作成し、  
添付すること。

なお、技術提案書は表紙を含めて30枚以内とすること。なお、技術提案  
書とは別に資料を添付することは可能とする。

(2) 提出期限

令和5年8月31日(木)17時まで(必着)

(3) 提出部数

12部

(4) 提出先

上記3(3)に同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は簡易書留郵便(宅配  
便可)によること。

(6) その他

技術提案書が提出された後、選定審査委員会の開催までに必要に応じて内容  
の確認を行うことがある。確認については電話または電子メールにより行う。

## 6 審査及び選定

技術提案書の審査及び契約予定事業者等の選定においては、本市で設置する選定審査委員会において、厳正かつ公平に実施する。

(1) 審査

技術提案書等による書類審査及びプレゼンテーションによる審査を実施する。

(2) 審査会

令和5年9月6日(水)を予定。また、審査会において、提出された技術提案書等の内容についてのプレゼンテーションを求める場合がある。詳細については後日別途連絡を行う。

(3) 審査方法

審査項目については別紙「評価表」のとおりとし、採点は「雲南市デジタル航空写真撮影・森林航空レーザ計測等人材育成業務提案評価採点表」による。

(4) 選定

審査評価点が最高得点を得た者を契約予定事業者として選定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定事業者として選定する。

最高得点に同数が出た場合については、提案価格が廉価であった者を契約予定事業者として、さらに見積額が同額であった場合は、選定委員会の投票で選定する。

契約予定事業者が何らかの理由により契約を締結できなかった場合については、次点の事業者を契約予定事業者とする。

7 その他

(1) 本プロポーザルに要する経費及び提出に関する費用はすべて参加者の負担とする。

(2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

(3) 提出後の技術提案書等の修正、変更又は追加は認めない。

(4) 提出された書類は一切返却しないものとする。

(5) 提出する技術提案書は、1事業者につき1案とする。

(6) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、すみやかに事務局へ連絡すること。

- (7) 技術提案書等の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの審査及び議会報告で必要と判断した場合は、技術提案書等資料の複製及び内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 業務委託契約を締結した事業者の技術提案書等の内容については、本市が必要とする範囲で公開することがある。
- (9) 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者は、失格とする。

(別紙1)

# 評価表

業務名：雲南市デジタル航空写真撮影・森林航空レーザ計測等人材育成業務

分類	評価項目
1.企業評価	保有資格・業務実績・地域精通度等（5点満点）
2.実績評価	配置予定技術者の能力及び経験（10点満点）
3.提案書評価	①業務の理解度（5点満点）
	②実施手順、作業工程（5点満点）
	③無人航空機操作技能やレーザ計測等に係る技術講習の実施方法又は装備等について（20点満点）
	④デジタルデータの活用等に関する講習の実施方法について（20点満点）
	⑤業務成果の林業振興への活用方法について（10点満点）
	⑥業務成果の林業以外の行政事務への活用方法と技術提案について（10点満点）
	⑦その他提案及びプレゼンテーション等について（5点満点）
4.提案価格評価	提案価格の妥当性（10点満点）
総合計	100点満点